

岩手県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社小田島薬局	花巻市上町6番5号	平成29年10月31日
三宅歯科医院	岩手郡岩手町大字沼宮内第6地割23番地2	平成29年11月29日
国民健康保険金ヶ崎診療所	胆沢郡金ヶ崎町西根鑓水98番地	平成29年10月10日
金ヶ崎町国民健康保険金ヶ崎歯科診療所	胆沢郡金ヶ崎町西根鑓水98番地	〃
ふじまる内科医院	上閉伊郡大槌町上町1番3号	平成29年11月1日